

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成27年7月1日(水) 最高裁判所中会議室	
委員	委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 吉田 恵子 (芝会計事務所・公認会計士)	
	委員 秋山 靖浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
審議対象期間	平成26年10月1日から平成27年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	1件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	2件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 東京家簡裁庁舎改修工事, 東京家簡裁庁舎情報表示設備改修工事, 東京家簡裁庁舎機械設備改修工事</p> <p>※ 東京家簡裁庁舎についての内部改修工事, 情報表示設備改修工事, 機械設備改修工事の3案件であり, 工事の入札で当初一括発注を前提に入札手続を進めていたが, 不調が続いたため工事内容を見直した上で, 分割発注を前提とした入札手続とした案件</p> <p>・なぜ, 3回目の工事は工事概算額が減っているのか。</p> <p>・更に, 4回目の工事でも工事概算額が減っている理由は何か。</p> <p>・電気設備工事と情報表示設備工事の違いは何か。</p> <p>・他の電気設備はどうしたのか。</p> <p>・なぜ, 当初の発注を一括発注としたのか。</p> <p>・分離発注した結果, C等級の業者まで参加が可能となり, より多くの業者が入札に参加できるようになったということか。</p>	<p>・工事範囲を縮小したためである。</p> <p>・工期内に工事を完了させるために工事範囲を更に縮小したためである。</p> <p>・当初, 建築工事の中で発注していた電気設備は, 電気設備一式としていたが, 分離して情報表示設備のみを発注することが可能になったことから情報表示設備のみ切り離して発注をした。</p> <p>・建築一式工事に含まれている。</p> <p>・本案件は事務室の移転を伴う内部改修案件であり, 建築工事に加え電気設備, 機械設備工事も含めて一括契約した上で同時進行すると工程管理がしやすいこと, また, スケールメリットにより, 経費率が下がり安価に調達できる可能性があることから一括発注とした。</p> <p>・そのとおりである。</p>

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・今回のケースはモデルとして使えるものなのか。 ・分け方としては3つが最適なのか。 ・今回契約をした業者が2回目と3回目の入札をしても契約ができなかったのに、4回目に分離発注したことによって、契約できているが、何か理由があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事案件の規模や入札の状況によって変わるため、他のモデルになるものではないと思われる。 ・細かく分けると管理がそれだけ難しくなる。 ・今回契約をした業者は建築業者で、専門ではない電気と機械については下請の業者に依頼をしていたが、4回目に分離発注したことによって、下請業者に依頼する必要がなくなり、下請経費を削減できたためだと思われる。
<p>2 旭川地家裁留萌支部庁舎煙突改修工事</p> <p>※ 煙突内部に詰まりが発生したことから、煙道を塞いでいる断熱材等を撤去し、新たに断熱材を新設する工事を緊急随意契約した案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の業者を決めたプロセスは何か。 ・予定価格はどのように作成したのか。 ・参考にした見積書は今回契約をした業者が提出した以外のものになるのか。 ・予定価格と今回契約した業者が提出した見積書は同じ金額になるということか。 ・平成26年度の参考見積と予定価格との関係はどのようになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3者に見積を依頼したが、2者から辞退の申し出があり、最終的に見積書を提出したのが今回の業者であった。 ・平成25年度のアスベスト工事の際に見積を取得していた3者の中で比較し、一番安い業者の見積書を参考に予定価格を作成した。 ・今回契約をした業者のものである。 ・そういうことになる。 ・予定価格は直接工事の部分で見積を参考にした。裁判所のルールに従い、積算した価格と積算見積書を比較し、より安価な参考見積をさらに査定し、予定価格を構成した。

意見・質問	回答
<p>・平成25年度に工事を実施できなかったのはなぜか。</p> <p>・3回目の入札前に、分割して発注するなどの検討・工夫はされなかったのか。</p> <p>・今回の工期末を1月という非常に寒さの厳しい時期に設定しているが、工期設定はどのように考えたのか。</p> <p>・平成25年度と今回の予定価格に差は生じていたのか。</p> <p>3 高知地家裁安芸支部庁舎外壁等改修工事</p> <p>※ 改修工事において施工することとなっている煙突上部の撤去に先立って煙道内部の断熱材のアスベスト成分分析調査を行った結果、アスベストの含有が確認されたため、煙道断熱材の撤去及び復旧に係る契約変更（30%超）を行った案件</p> <p>・予定価格の算定はどのようになされたのか。</p>	<p>・複数箇所のアスベスト工事を一括発注し、2回入札をしたが、いずれも不落になった。3回目の入札を分割して発注することも検討したが、着工時期が冬に入ってしまい、工事ができないことが判明したため、発注を取りやめた。</p> <p>・分割発注も検討したが、当初の入札手続と発注形態が変わってしまうため、分割後の最初から随意契約や指名競争を実施するのは相当ではないと考えた。前提となる競争入札に付すとなれば、その後の入札手続に2箇月、工期に2箇月と計4箇月かかるため、結果的に工期が足りない状況になるため、取りやめることとした。</p> <p>・実際に施工を開始したのは12月初旬で、12月中旬までにはボイラーを動かすことができる状態になっていた。その後、足場の解体、書類の整理を行い、工期内に終了した。</p> <p>・消費税増額分を考慮しても、ほとんど差がないと考えている。</p> <p>・予定価格の算定では専門工事業者の見積価格を参考にした。足場がある状態など今回の工事条件を伝えた上で、複数者から見積を取った。見積価格を採用するにあたって、取引</p>

意見・質問	回答
<p>・当初から別途アスベスト調査をしなかった理由は何か。</p> <p>・床材や天井材についてはアスベストを含有していたのか。</p> <p>・アスベスト調査の費用が多額でなければ当初に調査を実施し、その結果を踏まえて工事を実施するといった手順の方が正しいと思うが、他の裁判所ではこのような形で行っていないのか。</p> <p>・工事を進めていく中でアスベストが見つかった場合は設計変更で対応するという計画で当初発注をしたのか。</p> <p>・計画的発注が理想であると考えているが、い</p>	<p>の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短を総合的に考慮した。具体的には専門工事業者からのヒアリング、高松高裁管内の過去の実例、他高裁からの情報提供等を考慮した。</p> <p>・床材や天井材については、庁舎の築年からアスベストが含有されているかどうか分かっていなかったが、今回の煙突の部分については、図面などで確認をしたところ、アスベスト使用の記述がなかったため、アスベストはないという前提で発注した。</p> <p>・結果として含有していなかった。仮に含有していた場合でも煙突のアスベスト撤去のように高い費用をかけずに撤去することができる。</p> <p>・今年度より、事前調査を進めている。今後、今回のような形はないものと考えている。</p> <p>・当初発注では、アスベストが含有されていないことを前提に考えていた。</p> <p>・現在、全国的に調査と記録化を進めているところである。</p>